

佐賀市空き家リノベーション事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家をまちの魅力となるスポットに変化させ、「観光」、「しごと」、「コミュニティ」などのカテゴリで、まちの暮らしを支える資源のひとつとして機能させる優良な事例及び先進的な事例を創出するため、空き家リノベーション事業（居住用の空き家を事業用に改修し、有効活用する事業をいう。）に取り組む事業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、助成事業を実施しようとする際に居住その他の使用がなされていない建築物をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、空き家を所有する者又は所有者と賃貸借契約を結ぶ者若しくは空き家の所有者から委任を受けた者とする。

(助成要件、助成対象経費及び限度額等)

第4条 助成金交付の対象となる空き家リノベーション事業（以下「助成事業」という。）の要件は、別表1のとおりとする。

2 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び限度額等は、別表2のとおりとする。

3 助成金を計算する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成事業の募集及び交付の申請)

第5条 市長は、助成事業を募集するときは、公募するものとする。

2 助成事業に応募する者（以下「申請者」という。）は、佐賀市空き家リノベーション事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付の条件)

第6条 規則第5条に規定により、助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

- (2) 助成事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、助成金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (3) 助成事業を中止又は廃止のため申請を取り下げる場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。
- (6) 助成事業に係る助成対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 助成事業を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。
- (8) 助成事業が完了した日から6月が経過した日の属する月の末日までに助成事業の公募において提案した当該空き家の活用に係る事業（以下「提案事業」という。）を開始すること。
- (9) 当該空き家で提案事業を開始した日から起算して5年が経過するまでの間は、当該空き家で提案事業を継続すること。
- (10) 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、当該助成事業により改修した空き家について、本事業の広報活動（イベント等への登壇、ウェブサイト、SNS等への掲載）に協力すること。なお、広報活動への協力内容には、写真提供、インタビュー対応、現地見学会の受入れ等を含む場合がある。協力の具体的な内容については、別途協議の上、決定するものとする。

（助成事業の選定及び交付の決定）

第7条 市長は、第5条第2項の規定により申請された助成事業を選定するため、選定委員会を置く。

- 2 助成事業は、助成事業及び提案事業の内容を総合的に審査し、選定するものとする。
- 3 選定委員会は、公開プレゼンテーション等を実施のうえ前項に規定する審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、助成事業を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市空き家リノベーション事業助成金交付決定通知書（様式第2号）又は佐賀市空き家リノベーション事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 5 選定委員会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（助成事業等の変更）

第8条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費に変更のある場合においては、佐賀

市空き家リノベーション事業助成金交付申請事項変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、佐賀市空き家リノベーション事業助成金交付申請事項変更承認通知書（様式第5号）により助成事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成対象工事の完了した日から30日以内又は申請を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに佐賀市空き家リノベーション事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 助成対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真（第5条第1項各号の工事内容が確認できるもの。）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、佐賀市空き家リノベーション事業助成金確定通知書（様式第7号）により助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 助成事業者は、前条に規定する通知書を受けたときは、速やかに佐賀市空き家リノベーション事業助成金交付請求書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

助成要件

- (1) 申請者に市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（佐賀市暴力団排除条例（平成 24 年佐賀市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (3) 改修する空き家は、佐賀市内の一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。））であって、改修後は主として提案事業の用に供する（居住の用に供しない）ものであること。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令に適合した建築物であること。
- (5) 空き家を活用することについて、当該空き家の所有者の同意を得ていること。
- (6) 申請時点で、物件の活用方法、活用者等に見込みが立っていること。
- (7) 改修後は、周辺に波及効果が見込まれるモデル施設として 5 年以上活用すること。
- (8) 未登記の建物でないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (10) 公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

別表 2 (第 4 条関係)

助成対象経費及び限度額等

<p>【助成対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改装工事費 (内装工事、間取り変更工事、給排水工事、電気・ガス工事、既存設置物の撤去処分費、設計費など) ・ 外構に関する工事費 ・ 屋根及び外壁に関する工事費 <p>【助成対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備等のための企画・検討、事前調査、講師招致、視察等に要する経費 ・ 事業や建造物等の広報に要する経費 ・ 建造物等を活用したイベント活動等に要する経費 ・ 什器・備品等の購入に要する経費 ・ 土地・建物の購入に要する経費 ・ 建物の維持管理に要する経費 ・ その他、水光熱費、人件費、交通費、出張旅費など 	<p>助成対象経費の 1 / 2 以内とする。</p> <p>※算出した助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。</p> <p>(1) 改装工事費に対する助成は 200 万円を限度とする。</p> <p>(2) 外構に関する工事費及び屋根及び外壁に関する工事費に対する助成は合わせて 100 万円を限度とする。</p> <p>(3) 改装工事費、外構に関する工事費及び屋根及び外壁に関する工事費に対する助成の合計は 200 万円を限度とする。</p>
--	--